第７号様式（第９条関係）
（その１）

埼玉県 収受 28.5.30 選挙管理委員会

収　支　報　告　書

平成　27　年分
（平成　　年　　月　　日開催分）

（ふりがな）
1. 政治団体の名称　らぶりーふじみ　ラブリーふじみ

2. 主たる事務所の所在地　富士見市針ケ谷２－１０－１４

3. 代表者の氏名　神山　佐市

4. 会計責任者の氏名　神山　一明

事務担当者の氏名
神山　一明
（電話）　０４９－２５４－１３５５

収受		チェック	
3		12	

一連番号
2418

団体コード	年分	異動	表番	行番	届出年月日
206387		1	10100	0000	H

100620

異動
1 新規
2 修正
3 取消

政治団体の区分
- ☐ 政党
- ☐ 政党の支部
- ☐ 政治資金団体
- ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
- ☑ その他の政治団体
- ☐ その他の政治団体の支部

活動の区分
- ☐ ２以上の都道府県の区域等
- ☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
- ☑ 有
- ☐ 無

公職の種類
衆議院議員

資金管理団体の届出をした者の氏名
神山　佐市

国会議員関係政治団体の区分
- ☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
- ☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名
衆議院議員

公職の種類
神山　佐市

資金管理団体の指定の期間
平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

10 13
0200
（その２）

収●支の状●況

1. 収支の総括表

				14 16 77 88
				十億 百万 千 円
収入総額	0	1	0	32,828,799
（前年からの繰越額）	0	2	0	9,348,799
（本年の収入額）	0	3	0	23,480,000
支出総額	0	4	0	25,945,749
翌年への繰越額	0	5	0	6,883,050

2. 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費				
				十億 百万 千 円
金額	0	6	0	
				人
員数	0	7	0	

(2) 寄附					
ア 寄附（イを除く。）の区分	REC No.			金額	備考
				十億 百万 千 円	
(ア) 個人からの寄附	0	8	0		
(うち特定寄附)	0	9	0		
(イ) 法人その他の団体からの寄附	1	0	0		
(ウ) 政治団体からの寄附	1	1	0		
小計 (ア)＋(イ)＋(ウ)	1	2	0	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	1	3	0		
イ 政党匿名寄附	1	4	0		
合計 (ア＋イ)	1	5	0	0	

10 13

0	4	0	0

（その4）

(4) 借 入 金

14 16	17 借入先 76	77 金額 88	備考
	自由民主党埼玉県第七選挙区支部	十億 百万 千 円 2,000,000	27.1.14
	〃	7,000,000	27.2.10
	〃	7,000,000	27.3.15
	〃	7,480,000	27.4.30
800	この頁の小計	23,480,000	
900	合計	23,480,000	

10 13

1	4	0	0

(その13)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	14		16	金額 77 88	備考
				十億 百万 千 円	
1 経常経費					
(1) 人件費	0	1	0	689,600	
(2) 光熱水費	0	2	0		
(3) 備品・消耗品費	0	3	0		
(4) 事務所費	0	4	0		
小計	8	0	0	689,600	
2 政治活動費					
(1) 組織活動費	0	5	0	159,809	
(2) 選挙関係費	0	6	0		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	7	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	8	0		
イ 宣伝事業費	0	9	0		
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	9	5		
エ その他の事業費	1	0	0		
(4) 調査研究費	1	1	0		
(5) 寄附・交付金	1	2	0	25,000,000	
(6) その他の経費	1	3	0	96,340	
小計	8	0	1	25,256,149	
合計	9	0	0	25,945,749	

（その15）

（3） 政治活動費の内訳			項目別区分　組織活動費　　（組織対策費）		
支出の目的	金額 十億　百万　千　円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
この頁の小計	0				
その他の支出	159,809				
合計	159,809				

(その15)

（3） 政治活動費の内訳			項目別区分　寄付・交付金　（　寄付金　）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
寄附金	十億 百万 千 円 10,000,000	27.2.11	神山さいち後援会	埼玉県富士見市針ヶ谷2-10-14	
寄附金	8,000,000	27.3.30	むさしの青年会	埼玉県所沢市南永井1116	
寄附金	3,000,000	27.4.24	埼玉を愛する県民の会	埼玉県新座市本多1-1-24	
寄附金	4,000,000	27.5.25	針ヶ谷神山さいち後援会	埼玉県富士見市関沢3-27-24	
この頁の小計	25,000,000				
その他の支出	0				
合計	25,000,000				

（その15）

（3） 政治活動費の内訳			項目別区分　その他の経費　（　雑費　）		
支出の目的	金額 十億　百万　千　円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
この頁の小計	0				
その他の支出	96,340				
合計	96,340				

（その17）

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☑	□	

10 13

1	7		

（その18）

2　資産等の項目別内訳

資産等の内訳					項目別区分　借入金		
14		16	摘要 17	金額 57	年月日 69	備考 76	
			自由民主党埼玉県第七選挙区支部	十億 百万 千 円 63,480,000			
9	0	0	合計	63,480,000			

(その20)

宣　　誓　　書

添　付　書　類（別添のとおり）

1. 領収書等の写し

2. 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

3. 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成 28 年 5 月 30 日

政治団体の名称　ラブリーふじみ

会計責任者の氏名　神山　一明　印

※　代表者の氏名　印

※　**解散**の場合のみ代表者も記名押印又は署名すること。

政治資金監査報告書

平成２８年５月２４日

ラブリーふじみ
代 表　神 山 佐 市　殿

登録政治資金監査人 南雲長太郎
登 録 番 号　第 ３９０６ 号
研修終了年月日　平成２３年４月２２日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、ラブリーふじみの平成２７年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、ラブリーふじみの主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等が保存されていた。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等に基づいて支出の状況が表示されて

いた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

３　業務制限

ラブリーふじみと私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、ラブリーふじみと政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業員との間においても、同様である。

以　上